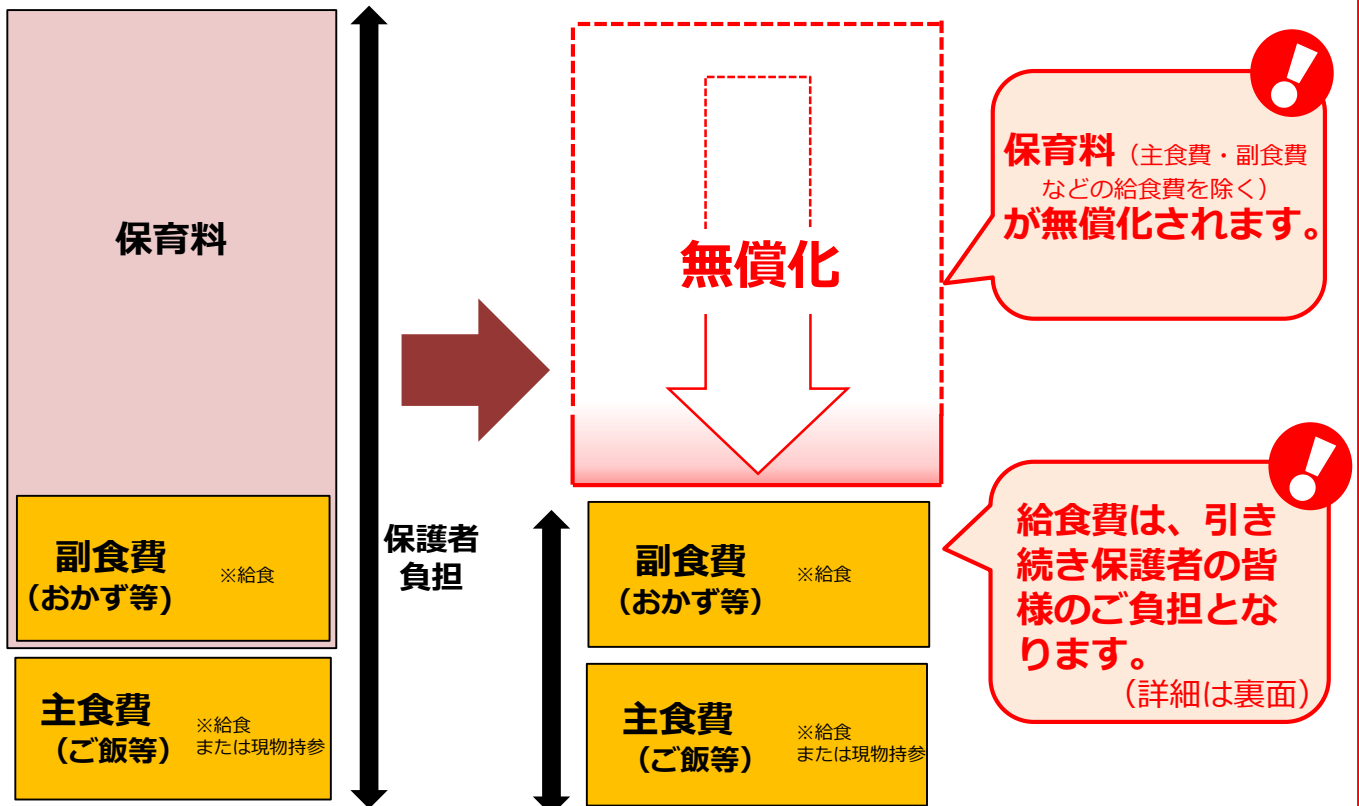


# 令和元年10月から、保育料が無償化となります！ 副食費（おかず代等）部分は無償化となりません

- 令和元年10月から、3歳児クラス～5歳児クラス（2号認定）のお子さんについて、**保育料が無償化**となります。利用する施設（保育所の場合は市）に保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- 各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。これまでも、保育料の中に副食費（おかず・おやつ代）が含まれており、保護者の皆さまには保育料の一部として、副食費をご負担いただいております。
- このため、各施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、給食費を負担することが原則となります。（**給食費は、無償化後も引き続き、保護者の皆さまのご負担となります。**）

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



### 【現在の給食費について】

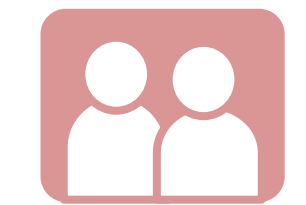
- ① **主食（ご飯等）分** …現物持参もしくは、施設に直接主食費として支払い
- ② **副食（おかず等）分** …保育料の一部として、利用施設（保育所の場合は市）に支払い

### 【令和元年10月～（無償化後）の給食費について】

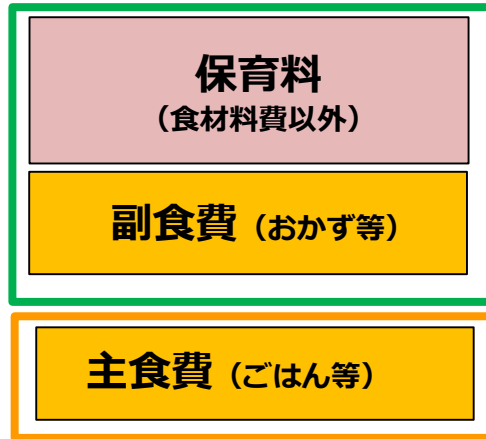
保育料は無償化されますが、給食費については引き続きご負担いただきます。

- ① **主食（ご飯等）分** …現物持参もしくは、施設に直接主食費として支払い
- ② **副食（おかず等）分** …直接、利用する施設に支払い

～これまで～



保護者の皆さま



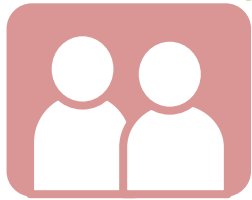
(保育所の場合、市を経由)



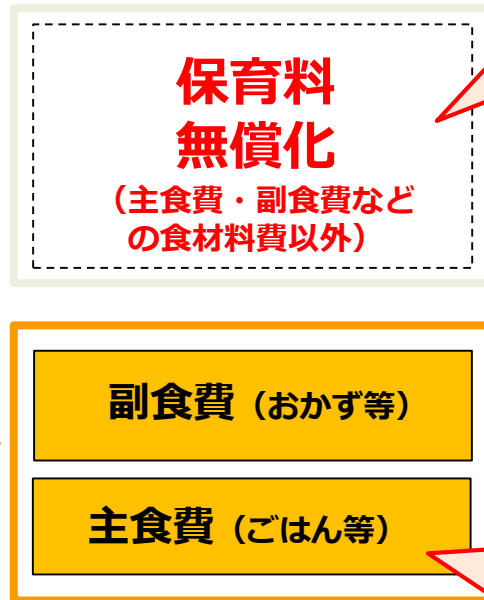
園に直接支払い  
もしくは現物持参

利用施設 (保育所など)

～無償化後（2019年10月以降）～



保護者の皆さま



利用施設（保育所の場合  
は市）への保育料の支払  
いは不要になります。

園に直接支払い  
もしくは現物持参

利用施設 (保育所など)

※給食費の金額については、各施設へお問い合わせください。

主食分と副食分の給食費を、  
直接利用する施設にお払い  
いただきます。

お問い合わせ先: 弘前市 健康子ども部 子ども家庭課 保育係  
電話: 0172-35-1131 (直通)